

海外経済要録

国際機関

◆ IMF・世銀年次総会の開催

1. 第31回 IMF・世銀総会は、10月4日から8日までの5日間、フィリピンのマニラ市において加盟129か国の代表が参加して開催された。また、総会開催直前および開催中に、IMF暫定委員会(10月2、6日)、10か国蔵相・中央銀行総裁会議(10月3日)、世銀・IMF合同開発委員会(10月3、6日)等諸会合が開かれた。今次IMF・世銀年次総会は、IMF協定改正案成立後初の総会であり、この新しいわく組の中でいかに世界経済の秩序ある運営を図っていくかが一つの焦点となった。

主要議題としては、①世界経済情勢の現状、②国際収支の調整問題および為替相場政策の監視問題、③発展途上国問題、などがあげられた。

2. 総会における主要論点は次のとおり。

(1) 世界経済情勢

世界経済情勢に関して、ウィッテフェーンIMF専務理事は総会の開会演説において、①世界経済は40年ぶりの大不況からの回復過程に入つてほぼ一年を経過し、工業国の生産活動は満足すべきペースで拡大している、②もっとも、物価上昇率はなおかなり高く、また失業率も高水準を持続していることが懸念される、③現在の高インフレ率とインフレ期待の収束なくしては、成長と雇用の促進を目指す政策の効果も短命に終る可能性が強く、インフレ鎮静のため総需要を効果的に抑制することが必要である、との見解を述べた。

これに対し各國ともほぼ同様の見解を表明したが、なかでも米国は景気の拡大を持続させるためにも、インフレ抑制が不可欠であり、インフレを失業との選択の問題としてとらえるのは正しくないことを主張したほか、西独も持続的成長を確実なものにするには経済面での節度が肝要であるとし、財政赤字の削減、マネーサプライの慎重な管理の必要性を強調したのが注目された。

(2) 国際通貨問題

すでにIMF協定改正等懸案事項が一応の決着をみていたため、今次総会においては国際通貨制度そのものに関する議論は行われず、主としてこうした新しい通貨体制のわく組みのなかでの具体的な運営に関する問題として、①国際収支の調整問題、②為替相場政策

の監視問題が討議された。

① 国際収支の調整問題

世界景気の拡大が軌道に乗りつつある今こそ、赤字のファイナンシングから赤字の調整自体に重点を移行すべきであるとの考え方方に大方の支持が寄せられた。もっとも調整には当然時間がかかり、その限りではファイナンシングの必要性にも考慮を払うべきであることが指摘された。

② 為替相場政策の監視問題

IMFの新協定ではIMFによる各國為替相場政策の監視が義務づけられているが、その具体的運営については、米国などを中心に厳格なルールによらず、ケース・バイ・ケースによる現実的アプローチで出発すべきとの考えを支持するものが大勢であった。

(3) 発展途上国問題

発展途上国問題については、発展途上国自身の自助努力が強調されたことが今回総会の一つの特色である。すなわち、先進国側のみならず発展途上国自身が、高い成長と富の分配の公平化を目指す健全な国内政策の遂行といった自助努力の必要性を認識してきている。こうした自助努力への認識の上に立ってこれを補い助けるためには、発展途上国に対する資金援助の増大と輸出障壁の縮小に努めるといった先進国側の援助が必要である点も強調された。

◆ IMF総務会暫定委員会、国際通貨制度に関するコミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は10月2日、フィリピンのマニラで会合、次のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は10月2日、フィリピンのマニラにおいて、W.ドクレルク・ペルギー蔵相を議長として、第6回会合を開催した。この会合にはH.J.ウィッテフェーン・IMF専務理事が参加したほか、オブザーバーとして、G.D.アルセニス・UNCTADニューヨーク事務所長、H.K.ベディエ・世銀・IMF合同開発委員会議長、W.ハーフエルカンプ・E.C委員会副委員長、R.ラール・BIS総支配人、E.ヴァン・レネップ・OECD事務総長、F.ロイトヴィラー・スイス中央銀行総裁、O.ロング・GATT事務局長、R.S.マクナマラ世銀総裁が出席した。
2. 委員会は世界経済の展望と、国際収支の不均衡調整過程について討議した。

委員会は、昨年以来進行中の経済の回復を歓迎した。もっとも、多くの国において、依然として高水準の失業

と高い物価上昇率が持続している事態には、引き続き懸念を表明した。委員会は現在の状況下においては、適度な物価安定を回復することが、持続的な経済成長と失業の減少への基礎固めをする上で必要不可欠であると確信している。従って、委員会としては現時点における工業諸国の政策は、価格・コストの上昇を抑制することに優先度を置くべきであるとの見解である。こうした目的を達成するよう、工業諸国は財政・金融政策を総需要の増大を有効にコントロールするよう運営することが必要であり、これは所得政策の実施されている諸国においても同様である。

委員会はさらに、工業諸国における需要管理政策を運営する際の制約の下で、現在交渉中の貿易障壁の緩和、発展途上国の輸出環境の改善、および開発援助額の増額のため、格別の努力が払われるべきことに合意した。

国際収支不均衡の調整過程に関して、委員会は次の結論に達した。

(1) 世界経済の回復の結果、輸出は多くの諸国で増加しており、対外収支ポジションの調整にとって国際環境は格段に好ましい状況となった。委員会としては、こうした調整は赤字国と黒字国との間で対称的に行われるべきであり、またこうした調整は今や焦眉の急を要するとともに、実施のための好機を迎えていると確信している。

(2) この目的のため、赤字国は経常収支の赤字額を資本および援助の持続的な流入額の範囲に收めるに必要な程度まで、国内需要を抑制するとともに、対外部門に資源がシフトするように、その国内政策を調整すべきである。

(3) 国際収支ポジションの良好な工業諸国は、インフレ抑制政策の効果を妨げない範囲内において、国内需要の持続的かつ十分な拡大を図るべきである。

(4) 為替レートは、国際収支調整過程において適切な役割を果すようにされるべきである。

(5) IMFの資金利用に関しては、国際収支赤字国の調整はクレジット・トランシェおよび拡大ファシリティの利用が高められることにより、促進され得るであろう。

3. 委員会は、協定の第2次改正案に規定された合意事項に従い、IMFが加盟国の為替レート政策についての確実な監視を実施する義務を負うことに留意した。理事会はこの任務をどのように遂行すべきかについて検討し、委員会に報告するものとする。

4. 委員会は、理事会の年次報告のうち、国際流動性の動向を取扱った部分に留意した。委員会はその任務に従

い、理事会に対し、国際流動性のすべての面にわたる検討を続け、今後の会合において報告することを要請した。

5. 委員会は理事会の報告に基づき、IMFの資金利用に関する政策およびIMFの流動性の動向を含めたIMFの融資活動について検討した。委員会は加盟国によるIMFの資金利用が、国際収支赤字をファイナンスするため、これまでになく拡大していることに留意し、たとえ調整のためにすべての適切な努力が払われたとしても、当面はなお多額のIMF資金の利用が必要であろうという点について合意した。委員会は、国際収支ポジションが不均衡となっている加盟国自身による調整の方に大きな重点が置かれるべきこと、およびIMF資金の利用は、当該国が全加盟国の利益に最もかなった調整措置を採用することを促すような形でなされるべきであることの見解で理事会と一致した。委員会は、信託基金に関して理事会のとった措置に留意し、輸出変動補償制度および緩衝在庫融資制度の検討を続けるとの理事会の意図を歓迎した。

6. 委員会は、IMFの流動性の状況に関する理事会の結論を承認した。委員会は、去る3月の総務会増資決議に従い、自国通貨をIMFの政策に基づきIMFの取引等に使用できるようにするための所要取決めを行っていないすべての加盟国に対し、この取決めをただちに行うよう要請した。IMFの流動性について綿密に検討されるべき旨合意がなされた。また、委員会は第2次協定改正案の早期成立、およびそれに続く第6次増資のための所要手続の完了が、IMFの流動性改善にとって最も有効な手段であるということを強調した。

7. 委員会は、理事会が予定通り、1978年2月までに結論を出せるように、近い将来に第7次増資のための検討に着手することに留意した。

8. 委員会は、加盟国のIMF第2次協定改正案の受諾に関する進捗状況についての理事会報告に留意した。国際通貨制度が機能する上で協定改正の発効が果す重要性にかんがみ、委員会は第2次協定改正の受諾をいまだ通告していない加盟国が、可及的速やかに受諾のための必要な措置を完了するよう要請した。

9. 委員会は、第8回会合を1977年4月18、19の両日、ワシントンで開催することに合意した。

◆世銀・IMF合同開発委員会、コミュニケを発表

世銀・IMF合同開発委員会は10月3日、フィリピンのマニラにおいて会合を開き、次のコミュニケを発表した。

1. 発展途上国に対する実物資源の移転に関する世銀・IMF両総務会合同閣僚級委員会(開発委員会)の第6回会合は、1976年10月3日、マニラにおいてH. K. ベディエ・アイボリー・コスト経済・財政相を議長として開催された。本会合には、R. S. マクナマラ・世銀総裁、H. J. ウィッテフェーン・IMF専務理事、およびM. M. アーマッド・開発委員会事務局長代行が参加したほか、オブザーバーとして多くの国際機関および地域機関代表ならびにスイスの代表が出席した。
2. 委員会は1975年7月から1976年6月までの期間をカバーする第2回の同委員会年次報告を世銀・IMF総務会へ提出することに同意した。
3. 委員会は発展途上国の現状および見通しに照らして、今後の作業計画を検討した。この検討のため、IMFおよび世銀の事務当局から提出された分析によれば、非産油発展途上国の經常収支赤字幅は幾分縮小したものとの、76年および77年の前半においてもなお年率約320～330億米ドルの大幅な赤字が続くものと予想されている。この推計からみて、77年の早い時期に現在の困難な状況が大きく改善されると見込み難い。多くの発展途上国、特に中所得諸国は輸入水準を維持し、また自国の開発計画を急激に中断することのないよう、多額の借入れを行い、対外債務およびその利払を増加させた。低所得諸国の1人当たり国民所得は、70年以降はほとんど増加せず、輸入の水準は60年代末に比べ20%程度減少した。これら諸国に対する政府間援助は不十分であった。調整過程にある発展途上国を援助し、これら諸国の成長率を高めていくためには、低所得諸国では緩い条件の追加援助を受けることが必要であり、また中所得諸国では政府および民間双方の資金源からの資金導入額を拡大することが必要であろう。これらを効果的たらしめるためには、これら諸国も必要な国内の調整と雇用創出を目指した国内政策に一段と重点を置くことが要求されるであろう。
4. 委員会は国際開発協会(IDA)資金の大幅増加—多くの国の意見としては実質ベースでの大幅増加—を図り、かつ1977年6月以降もIDA業務を継続させるため、適当な時期に、満足できるIDAの第5次資金補充を完了することに強い支持を表明した。委員会はまた、発展途上国の資金需要が充たされるためには、国際金融機関の貸出計画が引き続き十分なものであることが重要であるとの合意をみた。発展途上国は、これら機関の総務会に対し、上記目的のための当該機関の資金が十分かどうかについて見直しを行い、それが不十分な場合には資金の拡充を考慮するに際し必要な諸問題を検討することを要請した。
5. 委員会は、IMF・世銀およびその他の国際機関の総務会の機能に対して考慮を払いつつ、国際開発金融機関の資金事情、および公的資金の量、条件および配分、ならびに開発過程における調整の役割について留意するよう要望した。委員会は、世銀から要請された国際資源銀行(IRB)について、優先的に検討するための作業部会を設置することに合意した。さらに、本作業部会に対しては、公的資金の量、条件、および配分を含むその他特定事項についても付託できるものとする。作業部会は委員会が検討の対象とするための結論と勧告を提出するものとする。
6. 委員会は、資本市場での資金調達機会に関する作業部会から中間報告を受理した。資本市場を有する国の政府は、国際収支の状況が許す限りにおいて、資本移動、特に資本輸出の一層の自由化に努力することについて合意がなされた。この間、やむを得ない理由により、資本輸出を規制する場合、次の点に配慮することとする。
 - ① 資本市場を有する国の政府は、起債、または起債の順序の許可に関して、外国の資金調達のなかで、発展途上国の借入れを優遇すること。
 - ② 現在、自国市場の外債発行額の量的制限を行っている資本市場国は、発展途上国の資金調達に対し、少なくとも特定の額までは、量的制限の対象外とするよう努力すること。
 - ③ ヨーロボンド市場が発展途上国の資金調達の場として今後発展する素地を有している現状にかんがみ、自国通貨に対する需要が強く、かつ自国通貨建の国際的な起債を制限している諸国は、外国の資金調達のなかで発展途上国の資金調達を優遇するよう努力すること。
7. 委員会は、投資家保護の目的に反しない限り、法的または行政的規制を撤廃することを検討すべきであるとする上記報告における多くの勧告に留意するとともに、資本市場国に対してこれらの勧告を真剣に検討するよう要請した。
8. 委員会は、資本市場での資金調達機会を高めるための技術援助活動を強化・拡大することの必要性を認識し、この分野における既存の2国間取決めに留意した。また委員会は、現在および将来において利用可能なサービスの齊合性のとれた実施の必要性を認識するとともに、この分野における国際金融公社(IFC)の活動の拡大の可能性について、IFC総務会が注意を向けるよう勧告した。
9. 委員会は、発展途上国への民間資本流入を増大させる手段として、国際開発銀行および地域開発銀行による

協調融資の重要性を強調し、この点に関して進展がみられていることに留意するとともに、こうした取決めがさらに拡大されることを要請した。

9. 委員会は、作業部会が多国間保証の問題および、国際投資信託(IIT)設立の提案を検討してきたことを満足をもって留意し、これらの問題について作業部会が検討を続けることを要請した。また、委員会は作業部会が委員会に対し、次回会合において国際間にまたがる金融資産の残高とその流れに関する種々の情報提供システムを改善するための具体的勧告を提出すべきあることに合意した。

10. 委員会は、次回会合を10月6日、再びマニラにおいて開催することとするほか、次回IMF暫定委員会の会合と同じ時期にワシントンで会合することとし、その日どりをとりあえず1977年4月17日とすることに合意した。

米州諸国

◇米国、オプション取引に係る株式証拠金率設定に関するレギュレーションTを改正

連邦準備制度理事会は9月28日、原株を保有していないオプション取引(注1)の売り手(注2)に対する証拠金率を30%(注3)に設定するようレギュレーションTを改正(従来は証券取引所慣行により自主的に証拠金率を設定)し、77年1月1日以降実施する旨発表した。本改正のねらいは、①現在慣行により同証拠金率をすでに30%と定めている4取引所(注4)に対して、同証拠金率の引下げを禁止すること、および②今後オプション取引を開始する取引所に対して、すでにオプション取引を実施している取引所と同率の証拠金率を設定させることにあるとされている。

(注1) オプション取引とは、証券を一定期間内にあらかじめ指定した価格で(取引後の市場価格の変動とは無関係に)買付け、または売付ける権利(オプション)を売買する取引を指す。

(注2) オプション取引の売り手は契約成立日の翌日、原株を清算会社に預託することとなっている。原株を保有していない場合には証拠金の預託が必要となる。

(注3) 計算基準は原株の時価の30%、時価が値上がりした時は当然追加入れが必要。

(注4) 現在米国でオプション取引を行っているのは、Chicago Board Options Exchange, American Stock Exchange, Philadelphia Exchange および Pacific Stock Exchange の4取引所。New York Stock Exchange は証券取引委員会にオプション取引許可を申請中。

◇米国、「反トラスト法改正法」成立

フォード大統領は9月30日、企業間競争の促進を目指した「1976年反トラスト法改正法案」(Antitrust Improvements Act of 1976)に署名した。主な内容は次のとおり。

- (1) 反トラスト法違反のおそれがあると認められた場合に、司法省は書面報告等を徵求できることとなるが、この徵求範囲をこれまでの違反のおそれのある対象企業のみから、同企業に関連する第三者(供給者、顧客等)にまで拡大する。
- (2) 資産または売上高のいずれか一方が1億ドル超の企業が同じく資産または売上高のいずれか一方が1千万ドル超の企業と合併する場合、これを事前に司法省および連邦取引委員会に通告する義務を課す。
- (3) 企業の価格協定等反トラスト法違反によって損害を受けた州住民に代って、州司法長官が連邦地方裁判所に提訴する権限を州司法長官に与える。

歐州諸国

◇E C、農相理事会グリーン・アイルランド・ポンドおよびグリーン・デンマーク・クローネの切下げを決定

1. E C農相理事会は10月5日、グリーン・アイルランド・ポンド(U C建のE C共通農産物価格をアイルランド・ポンド建に換算するために用いられるレート)を切下げて、1アイルランド・ポンド=1.56778 U C(従来同1.69653 U C)とし、10月11日から実施する旨決定した。

本決定の背景をみると、アイルランド・ポンド相場の下落に伴い同レートとグリーン・アイルランド・ポンドとのレート乖離が拡大したため、農産物輸出国であるアイルランドはE Cの欧州農業指導保証基金(European Agricultural Guidance and Guarantee Fund)に納付する輸出課徴金(注5)の増大を余儀なくされ、このため同国はかねてよりグリーン・アイルランド・ポンドの切下げを希望していたという事情が指摘されている。

なお、同日の農相理事会では、英ポンド相場の下落により、英国の農産物輸入に対するE C欧州農業指導保証基金からの補助金支給が急増しているため、英國のグリーン・ポンド切下げ(切下げ幅4.5%)も検討されたが、英國がグリーン・ポンド切下げは「輸入農産物価格の上昇を招く」として反対し、いまだ結論をみていない。

2. その後E C農相理事会は10月26日グリーン・デンマーク・クローネ(U C建のE C共通農産物価格をデンマーク・クローネ建に換算するために用いられるレート)を切下げて、1デンマーク・クローネ=0.126677 U C(従来同0.131956 U C)とし、同月28日から実施する旨決定した。

デンマーク・クローネは、10月18日に実施されたE C共同フロート基準相場の調整によりU Cに対し4%切下

げられたがこれに伴い農産物輸出国である同国は、グリーン・デンマーク・クローネを据置いた場合には、新たに農産物輸出につき課徴金(注)の納付を義務づけられるため、かかる事態を避ける目的で今次切下げが決定されたものである。

(注) E CではU C建でE C共通農産物価格を設定しているが、実勢為替相場とグリーン相場(U C建E C共通農産物価格を各国通貨建に換算するためのレート)とが一致しないことにより生じる加盟各國の輸出入価格とE C共通農産物価格との乖離を調整するため以下のような考え方で国境調整金(monetary compensatory amount、課徴金または補助金)制度を実施している。

(イ) 実勢為替相場がグリーン相場に対し割高である国の場合

実勢為替相場がグリーン相場に対し割高である国では、当該国農産物輸出価格(輸出相手先国の通貨建)はE C共通農産物価格(グリーン相場により輸出相手先国の通貨建に換算)を上回る一方、農産物輸入価格(自國通貨建)はE C共通農産物価格(グリーン相場により自國通貨建に換算)を下回ることとなる。このため当該国農産物輸出に対しては輸出価格(輸出相手先国の通貨建)をE C共通農産物価格(同)まで引下げるように、両価格の差額相当分(実勢相場で自國通貨建に換算)を補助金として交付する一方、農産物輸入については、輸入価格(自國通貨建)をE C共通農産物価格(同)の水準まで引上げるように、両価格の差額相当分を課徴金として徴収する。

(ロ) 実勢為替相場がグリーン相場に対し割安である国の場合

実勢為替相場がグリーン相場に対し割安である国では、当該国農産物輸出価格(輸出相手先国の通貨建)はE C共通農産物価格(グリーン相場により輸出相手先国の通貨建に換算)を下回る一方、農産物輸入価格(自國通貨建)はE C共通農産物価格(グリーン相場により自國通貨建に換算)を上回ることとなる。そこで(イ)とは逆に、当該国農産物輸出については、輸出価格(輸出相手先国の通貨建)とE C共通農産物価格(同)との差額相当分を課徴金として徴収し、同時に農産物輸入については、輸入価格(自國通貨建)とE C共通農産物価格(同)との差額相当分を補助金として交付する。

(ハ) 上記の課徴金はE Cの欧州農業指導保証基金に納付され、補助金は同基金から交付される。

ただし、E C共同フロート加盟国通貨の場合には、E C委員会の規定(本年3月15日付)に基づき、当該国グリーン相場と実勢相場を比較するのではなく、グリーン相場のE C共同フロート基準相場に対する切上げないし切下げ率を求め(下式参照)、当該切上げ率(切下げ率)を国境調整金率と定め(従って各通貨の国境調整金率は一定値になる)、それを当該国農産物輸出額に乘じた額を課徴金(切上げ国では輸入に、切下げ国では輸出にそれぞれ課する)および補助金(切上げ国では輸入に、切下げ国では輸入に各々交付する)とする。

$$\text{国境調整金率の算式: } \left\{ \begin{array}{l} \text{グリーン相場} \\ \text{マルクにより例示: } 1 - \frac{(1 \text{マルク} = 0.287287 \text{U}C)}{\text{共同フロート基準相場}} \\ \text{ただし、共同フロート基準相場は10月18} \\ \text{日の調整実施前のもの} \end{array} \right\} \times 100 = -7.5\% \quad (\text{マイナスは切上げ})$$

グリーン・デンマーク・クローネは、今次切下げにより、従来同様デンマーク・クローネの共同フロート基準相場(U C建)と同水準に設定されるため、上式によりデンマークの国境調整金率は0となる。

◇ E C、ニューヨーク証券市場において起債を実施

1. E C委員会(Commission Européenne)は10月8日、ニューヨーク証券市場において概要以下のとおりの起債を実施した。

(1) 発行額 1億ドル

(2) 債券の種類 無記名債券または記名債券(額面金額

は、無記名債券については1,000ドル
記名債券については1,000ドルまたは
1,000ドルの倍数とする)。

(3) 期間 5年

(4) 表面金利 7.75%(年2回<毎年4月1日および
10月1日>支払い)。

(5) 発行価格 額面金額

(6) 応募者利回り 7.75%

(7) 元金償還 満期日に一括償還。

(8) 引受け業者 Morgan Stanley & Co. Incorporated を幹事とし、The First Boston Corporation, Kuhn Lehman Brothers Incorporated および Salomon Brothers, を副幹事とするシンジケート団。

2. 本起債により調達した資金は、イタリアおよびアイルランド向け融資(総額13億ドル、本年3月のE C歳相理事会の承認に基づき実行)の原資調達の一環をなす銀行借入(総額3億ドル、4月号「要録」参照)の一部期限前返済に充当されることとなっている。

◇ E C共同フロート参加各国、フロート通貨間の市場介入点を調整

1. E C共同フロート参加各国の蔵相、中央銀行総裁は、10月17日、アペル西独蔵相招聘のもとフランクフルトにおいて会合し、共同フロート通貨相互間の市場介入点を調整することとし、18日から実施する旨決定、発表した。なお共同フロート通貨の調整は、1973年11月(ノルウェー・クローネをS D Rに対し5%切上げ)以来ほぼ3年ぶりである。

フロート通貨相互間の基準相場は以下のように計算。

(1) ドイツ・マルクを欧州計算単位(U C)に対して2%切上げる。

(2) デンマーク・クローネをU Cに対して4%切下げる。

(3) オランダ・ギルダー、ベルギー・フランのU Cに対する価値を据置く。

(4) スウェーデン・クローナ、ノルウェー・クローネについて、これをU Cに対して実質的に1%切下げたものとみなす(スウェーデン、ノルウェーは、E C非加盟のため両国通貨の対U C基準相場はない)。

2. 各国中央銀行発表による新介入点は別表のとおり。なおブンデスバンクは上記会合後概要次のような公式コミュニケーションを発表した。

「フロート通貨相互間の市場介入点を、ドイツ・マルクとオランダ・ギルダー、ベルギー・フランとの間につ

各 国 中 央 銀 行 の 新 介 入 点

通貨名	中央銀行名	ブンデス バンク D.M.	ベルギー 中央銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デンマーク 中央銀行 D.Kr.	スウェーデン 中央銀行 S.Kr.	ノルウェー 中央銀行 N.Kr.
D.M. 100 マルクにつき	上限 基準 下限		1,576.50 1,541.42 1,507.125	108.70 106.286 103.925	255.76 250.077 244.52	180.035 176.026 172.115	224.871 219.880 214.984
B.Fr. 100 ベルギー・フランにつき	上限 基準 下限	6.635 6.4875 6.343		7.0520 6.89531 6.7420	16.5925 16.2238 15.863	11.6795 11.4197 11.1655	14.5894 14.2648 13.9475
D.Gl. 100 オランダ・ギルダーにつき	上限 基準 下限	96.225 94.086 91.995	1,483.25 1,450.26 1,418.00		240.642 235.288 230.055	169.385 165.615 161.930	211.583 206.876 202.274
D.Kr. 100 デンマーク・クローネにつき	上限 基準 下限	40.895 39.9876 39.100	630.40 616.377 602.65	43.4675 42.5011 41.555		71.990 70.3884 68.825	89.9253 87.9247 85.9686
S.Kr. 100 スウェーデン・クローネにつき	上限 基準 下限	58.100 56.8099 55.545	895.60 875.679 856.20	61.755 60.3809 59.0375	145.30 142.069 138.91		127.756 124.914 122.135
N.Kr. 100 ノルウェー・クローネにつき	上限 基準 下限	46.515 45.4794 44.470	717.00 701.028 685.45	49.4375 48.3381 47.2625	116.32 113.734 111.205	81.876 80.0552 78.275	

いて 2%、ドイツ・マルクとスウェーデン・クローネ、ノルウェー・クローネとの間について 3%、ドイツ・マルクとデンマーク・クローネとの間について 6% それぞれ調整する。各国蔵相、中央銀行総裁は、今回の通貨調整後のフロート通貨相互間の関係に基づき E C 共同フロートを今後とも維持していくという決意を再確認した。』

◇ 欧州投資銀行、南部イタリア開発関連融資を実行

欧州投資銀行(Banque Européenne d'Investissement) (注)は10月13日、南イタリア開発公庫(Cassa per il Mezzogiorno)等イタリアの3政府系機関に対し、総額379.4億リラ(39.7百万UC)の融資を実行した。本融資は上記諸機関が南部イタリア開発関連融資を実行する際の原資に充当されるものであり、融資先別資金供与額、融資条件等は以下のとおりである。

(注) 1957年3月25日、ローマにおいて調印された「欧州経済共同体を設立する条約(ローマ条約)」第129条および「欧州投資銀行定期についての認定書」(同条約の付属文書)に基づき設立された非営利の長期金融機関。資本金は当初1,000百万ucであったが、3回にわたる増資の結果、現在は3,543.75百万uc(出資国はE C加盟9ヶ国)。主要業務は、次に定める事業に対する融資および保証(所要原資は加盟各國の出資および資本市場における債券発行等により調達)。

(イ) 域内低開発地域の開発事業。

(ロ) 企業の近代化あるいは構造転換を目的とする事業のうち、個々の出資国内で調達した金額だけでは要資の全額を調達できないもの。

(ハ) 複数の出資国にとり共通の利益をもたらす事業のうち、個々の出資国内で調達した金額だけでは要資の全額を調達できないもの。

(中小企業向け融資の原資に充当される分)

南イタリア開発公庫向け……300億リラ

期間 12年

金利 不詳

使途 同公庫は下記の機関を通じて中小企業に融資するものとする。

イ. 南イタリア経済開発公社(Istituto per lo Sviluppo Economico dell'Italia Meridionale, 略称 ISVEIMER)……配分額150億リラ

ロ. シチリア工業金融公社(Istituto Regionale per il Finanziamento alle Industrie in Sicilia, 略称 IRFIS)……同100億リラ

ハ. サルデニア工業信用公社(Credito Industriale Sardo, 略称 CIS)……同50億リラ

(一般融資の原資に充当される分)

(1) 製造業金融公社(Ente Partecipazioni e Finanziamento Industria Manifatturiera, 略称 E F I M)向け……25億リラ

期間 8年

金利 9%

使途 Nuove Iniziative per il Sud S.p.A. (E F I M傘下)および VOLANI SUD S.p.A.両社によるプレハブ住宅製造工場建設資金融資。

(2) イタリア興業銀行(Istituto Mobiliare Italiano, 略称 I M I)向け……36億リラ

期間 } (1)に同じ
金利 }

使途 イ. GOMMAFER(ピレッリ社と Nuove Iniziative per il Sud S.p.A. の共同出資子会社)のベルト・コンベア用ベルトおよび板ゴム製造工場建設資金融資… 20億リラ。

ロ. S.p.A. ALGEL 社の冷凍食品製造工場の近代化・拡張資金融資……16億リラ

(3) 南イタリア開発公庫向け……18.4億リラ

期間 } (1)に同じ
金利 }

使途 C I S 向け融資(ただし C I S は、当該資金を、Società Sarda per l' Industria dell'Ossigeno e di altri Gas S.p.A. 社の工業用ガス製造工場拡張資金融資に充当すること)。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合の引上げおよび特別預金預入率引上げ等を発表

1. 英蘭銀行は10月7日、以下の諸措置を発表した。

(1) 最低貸出歩合を最低貸出歩合算定方式^(注)によることなく2%引上げ15%とし、即日実施する(算定方式によることなく引上げられたのは1973年11月の国家緊急事態宣言以来約3年ぶり)。

(注) T B 入札レート・プラス 0.5%、端数は切上げて0.25%刻みとする(1972年10月決定)。47年12月号「要録」参照。

この結果、その後上記算定方式の適用はT B 入札レートが上昇し、同方式によっても最低貸出歩合が15%に達するまでの間一時的に停止されることとなった^(注)。なお今次引上げにより最低貸出歩合の水準は既往最高(従来13%<1973年11月13日~74年1月3日および76年9月10日~10月6日>)となる。

(注) 10月8日にはT B 入札レートが14.3807%に上昇したため、上記最低貸出歩合算定方式を適用した場合でも同步合を15%に維持することが可能になった。

(2) 特別預金預入率を2%引上げ(預入率4→6%<既往最高^(注1)>)、全銀行(ただし北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社に対し11月2、15日の2回にわたり、各々1%分ずつ追加預入させる^(注2)(その後11月5日に至り、英蘭銀行は、第2回追加預入日を11月15日から12月14日へ延長する旨発表した)。

(注1) 1973年11月13日にも預入率の4%から6%への引上げが発表された(73年11月28日、12月12日、27日、74年1月2日に各0.5%分ずつ預入、48年12月号「要録」参照)が、74年12月特別預金制度の増加率ベースによる適用が発表された際、上記追加預入分のうち12月27日、74年1月2日実施分計1%の預入が免除された経緯がある(49年1月号「要録」参照)。

(注2) 追加預入額は約7億ポンドと見込まれている。

(3) 製造業向け運転・設備資金の供給ならびに輸出促進、輸入抑制に必要な資金の供給を円滑に行うことなどを要請した7月22日付通達(8月号「要録」参照)の遵守方につき、全銀行および割賦販売金融会社に対し再度注意を喚起する。

2. 上記措置の趣旨等につき同行では、次のとおり説明している。

「9月のマネーサプライ(M₃)増加率は運営目標値^(注1)(guideline)を引き続き上回っている。9月の最低貸出歩合上昇、特別預金の追加徵求(10月号「要録」参照)および9月下旬の国債売却^(注2)実施によりマネーサプライの増加および流動性の上昇傾向を緩和するうえで効果をあげることができようが、上記マネーサプライの動向からみて、この際、引締め措置を一段と強化することが必要となったものである」。

(注1) ヒーリー蔵相は7月22日、明年度の財政支出削減方針を発表(8月号「要録」参照)した際、本年度のマネーサプライ(M₃)の増加率は12%程度になると発言、その後この12%という数値は金融政策運営上の目標値である旨リチャードソン英蘭銀行総裁によても確認されている(10月21日のロンドン市長懇親会における講演等)。

(注2) 英蘭銀行は9月20日、「非銀行部門における国債の消化を促進するため」期間18年、表面利率14.5%、発行価格額面比96.5%(償還利回り15.07%)の長期国債を発行(発行日9月24日総額6億ポンド)する旨発表、さらに10月8日には、期間22年、表面利率15.5%、発行価格額面比96%(償還利回り16.16%)の長期国債(6億ポンド)および期間6年、表面利率3%、発行価格額面比70%(償還利回り10.47%)の中长期国債(4億ポンド)の発行(発行日10月14日)を発表している。

◇英国、住宅金融協会、不動産抵当貸付金利および出資金配当率の引上げを発表

1. 住宅金融協会連合会は10月8日、不動産抵当貸付金利の引上げ(10.5→12.25%<即日実施>)、および出資金配当率の引上げ(6.5→7.8%<11月1日実施>)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した。なお、貸付金利は4

月以来、出資金配当率は5月以来据置かれていたものである(5月号「要録」参照)。

2. 今次引上げに関し、住宅金融協会連合会は、「市中銀行の預資金利が上昇する一方で出資金配当率が据置かれていたため両金利間の格差拡大から住宅金融協会への資金流入が鈍化し^(注)、その悪影響が住宅金融面に及んでいた。今次措置はこのような事態に対処して出資金配当率を引上げるとともに、併せて不動産抵当貸付金利を引上げたものである」と説明している。

(注) 住宅金融協会における資金益(出資金および預金)の純増額の推移は次のとおり。

第1四半期1,412百万ポンド→第2四半期980百万ポンド→第3四半期803百万ポンド。

◇英国、輸出信用制度の一部改正を発表

英国政府は10月21日、輸出信用制度(the export credit guarantee scheme)を以下のように一部改正し、11月1日より実施する旨発表した。

輸出信用保証局(ECGD)は、銀行が輸出業者に供与した輸出信用につき融資保証を行っているが、手形発行を伴わないオープン・アカウント・ベースの輸出であってしかも輸出代金決済期間が船積書類提示後6ヶ月以内であるものに関する融資保証(包括オープン・アカウント保証<Comprehensive Open Account Guarantees>)については、輸出業者が同保証のもとに銀行融資を受けうる限度額を輸出契約額の90%から100%へ引上げる。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引上げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行のうちBarclaysでは10月8日、貸出基準金利および通知預資金利を一挙に2%、2.5%ずつ引上げる(新金利はそれぞれ14%、11%)旨発表、一方 National Westminster, Midland および Lloyds の3行は同日、貸出基準金利を1.5%(新金利13.5%)、通知預資金利を2%(新金利10.5%)それぞれ引上げる旨発表した。その後、10月20日にはMidlandが、また25日には National Westminster および Lloyds が両金利をさらにそれぞれ0.5%ずつ引上げる旨発表、この結果、10月26日以降各行の貸出基準金利は14%、通知預資金利は11%にそろうこととなった(次表参照)。

なお、今次引上げに関し Barclays 等では「10月7日の最低貸出歩合の2%引上げ、最近の短期市場金利の上昇を考慮して実施したもの」と説明している。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(貸出基準金利)

(カッコ内は引上げ幅)

	発表日	実施日	新レート	発表日	実施日	新レート
Barclays	10月8日	10月11日	14.0%(2.0%)	—	—	—
National Westminster	〃	〃	13.5%(1.5%)	10月25日	26日	14.0%(0.5%)
Midland	〃	〃	〃(〃)	10月20日	21日	〃(〃)
Lloyds	〃	〃	〃(〃)	10月25日	26日	〃(〃)

(通知預資金利)

◇西ドイツクルップグループに対して、イラン政府出資を決定

1. イラン政府は10月20日、西ドイツの代表的企業であるクルップグループ^(注)の持株会社 Fried. Krupp GmbH の増資(2億マルク、78年までに段階的に実施)に際して1.75億マルクを引受ける(出資比率25.01%)ほか、同社の監査役会に監査役2名を派遣する旨決定、発表した。Fried. Krupp GmbH は最近の業況不振から75年に168百万マルクの赤字を計上した後、本年もこれとほぼ同額の

	発表日	実施日	新レート	発表日	実施日	新レート
Barclays	10月8日	10月11日	11.0%(2.5%)	—	—	—
National Westminster	〃	〃	10.5%(2.0%)	10月25日	26日	11.0%(0.5%)
Midland	〃	〃	〃(〃)	10月20日	21日	〃(〃)
Lloyds	〃	〃	〃(〃)	10月25日	26日	〃(〃)

赤字計上を免れない見込みであり、こうした事情が今回のイラン政府による出資決定の大きな背景とみられている。なお本件については、西ドイツカルテル法上政府に対する届出義務があり、また競争制限の危険性の有無に關しカルテル庁の審査を受けねばならないこととなっている。

2. 西ドイツ政府では、上記出資について「イラン政府の要請によりクルップ社が大量の兵器輸出を行うこともあり得るため、国家安全保障上問題が生じるおそれが全くないとはしないが、少なくとも同社はイランにおいて活発な企業活動を行っており、その受注増大によってかなりの利益を収めていることは事実であるので、イラン政府に対する出資を抑えることは出来ない」として肯定的な見解を表明している。

(注) Fried Krupp Hüttenwerke AG(鉄鋼、兵器製造業、イラン政府は74年中に同社に対し25.05%を出資)を中心とする企業グループで、75年中の売上額93.2億マルク、従業員79千人。

成長率は5.5%程度になると予想される。このうち、輸出については今回のマルク切上げによってもなんら悪影響を受けず、海外需要の増勢回復を背景に、今後の景気拡大のけん引車(Zugpferd)となるものと見込まれるが、ただ景気の本格的拡大が持続するため不可欠である設備投資の拡大については、明年も引き続き労働分配率が低下することが必要である。たしかに、労働分配率は75年の71.4%から本年には69.5%に低下する見通しではあるが、それでも既往の水準(たとえば70年には66.4%)に比べればなおかなり高水準にある。なおこの間、個人消費は財形貯蓄の満期到来分が多額にのぼり(200億マルク、76年の約2倍、1970年に制度化)そのかなりの部分が消費に向けられるとみられることがあって、底堅い増加を示すものと予想される。しかし、雇用面の改善は、はかばかしくなく明77年中平均の失業者数は依然80万人は下るまいとみられる。

ハ. 一方物価面では、需要の増加にもかかわらず、世界的にみてもなお設備面の供給余力が残っているほか、コストパッシュもさほど高まるとは見込まれないため、77年中も引き続き落着いた推移をたどる見通しである。

(2) 政策提言等

イ. 今後の経済政策については、現下の景気情勢にかんがみ、雇用対策を充実することは重要であろうが、当面追加的に景気刺激策をとる必要は小さく、金融、財政面では慎重な政策運営を行う必要がある。

ロ. このうち金融政策面では、マネーサプライのコントロールを適切に行なうことが必要である。すなわち、中央銀行通貨の増加率は当初目標(年平均8%)をかなり上回ってきているため、明77年は公開市場操作を弾力的に行なうことにより、その増加率を年平均6~7%に抑えるべきであろう。

ハ. 一方財政政策面では、本来の政策効果を高めるためにも、財政赤字の縮小に努めねばならない。すなわち、景気拡大を映じて明年は財政赤字幅の縮小(76年500億マルク→77年370億マルク)が見込まれるが、各種補助金の整理、ベースアップの抑制などにより、こうした赤字幅を一層圧縮する努力が必要である。

(3) 世界景気の現状と見通し

イ. 先進工業国との景気回復テンポは、その初期段階に比べればスローダウンしてきているが、米国、日本では物価の騰勢を鈍化させることができたため、再

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

1. 西ドイツの5大経済研究所は10月25日、恒例(春秋2回)の共同景気見通し等を発表したが、今回の見通しにおいては、近来なく5大研究所の見方が1本に統一されておらず、Essen経済研究所とそれ以外の4大経済研究所の共同見通しがそれぞれ併記される形となっている。まずEssen経済研究所以外の4大経済研究所の見方によれば、西ドイツ経済は、夏場一時的(vorübergänge)に景気上昇テンポは鈍化したが、その後再び順調な回復軌道に乗ってきており、今後労働分配率の低下とマネーサプライの増勢鈍化を実現できるとの前提にたてば、明77年についても、輸出の増勢や設備投資の回復をてこに着実な拡大過程をたどるものと見込まれている。これに対してEssen経済研究所では、海外需要が先進工業国の経常収支面の制約などから伸び悩むほか、国内需要も設備投資、個人消費が盛上りに欠けるものと予想、明77年の実質成長率は3~4%と控えめにみるのが妥当としており、賃上げ交渉の結果如何によってはこれをさらに下回るおそれもあるとの慎重な見方をしている。

このうち、4大経済研究所の見通し等は次のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 本年の実質経済成長率は、年後半の設備投資、輸出の盛上りから今春発表の予測(5.5%)をやや上回り、6%に達する見込みである。

ロ. また今後を展望すると、企業収益の改善、受注量の増加に伴う設備投資の拡大や輸出の好調を背景に、景気は着実な拡大過程をたどり、明77年の実質

び拡大過程に進む条件が整っているほか、西欧諸国でも多くの不安定要因を抱えながらも、マネーサプライの抑制、財政赤字の圧縮、所得政策の導入などにより物価を抑制し、ひいては景気回復のための条件を整える方向に向っている。このように先進工業国全体としては、76年に比べれば拡大テンポはやや鈍化するものの、77年も景気拡大を持続する見通しである(実質経済成長率、76年5.5%、77年5%)。この間、共同フロート参加各国におけるインフレ率格差が原因となって共同フロート内通貨再調整が行われることもありえよう。

ロ. 世界景気の拡大持続に伴い77年の世界貿易は順調な伸びを続けよう(数量ベースでみた増加率、76年9~10%、77年8%)。もっとも先進工業国の経常収支は、景気回復に伴い輸入が増大するほか、原油等原材料価格の上昇が予想されているため、引き続きかなり高水準の赤字を計上することが免れない見通し

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年伸び率・%)

	1975年 (実績)	1976年 (実績 見込 み)	1977年 (予測)	上 半期	下 半期
G N P	- 3.2	6 (5.5)	5.5 (3 ~ 4)	5	6
個 人 消 費	2.6	4 (4)	4 (3 ~ 3.5)	4.5	3.5
政 府 支 出	3.9	3 (3)	2.5 (2.5)	2	3
固 定 資 本 形 成	- 4.1	5.5 (4.8)	6 (2.4 ~ 3.4)	6	5.5
うち機械設備	0.4	8 (6)	8 (3 ~ 3.5)	7.5	8.5
建 物	- 8.6	3 (3.5)	3 (1 ~ 2.5)	4.5	2
輸 出	- 8.7	11.5 (11.5)	11 (7 ~ 8.5)	10.5	11
輸 入	0.8	12 (11.5)	10.5 (6.5 ~ 8.5)	11	9.5
G N P デフレーター	8.1	3.5 (3.5)	4 (4 ~ 4.5)	4	4
個 人 消 費 デ フ レ タ ー	6.1	4.5 (4.5)	4.5 (4 ~ 4.5)	4	4.5

(注1) カッコ内は Essen 経済研究所の見通し。

(注2) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)

HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Ifo Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen.

しである。

2. 上記見通しに対し、政府では「景気が夏場以降再び拡大してきているという判断には賛成」(経済省)と積極的な賛意を表明したほか、ブンデスバンクでも「明年的中央銀行通貨増加率目標はまだ決定していないが、公開市場操作によってマネーサプライを慎重にコントロールしなければならないという点については基本的に同意見」(クラーゼン総裁)との見解を示している。これに対し、産業界では「企業収益の先行き見通し難」(経営者連盟)とか「個人消費の盛上り不足」(小売商連合)等の根拠を挙げて、上記4大経済研究所の見通しは楽観的にすぎるとする見方が強いほか、労働組合では「従来の賃上げ要求は節度のあるものにとどまっている。賃上げを抑えることによって分配の不公正の程度を拡大することは断じて(auf keinen Fall)許されない」(労働総同盟)として、明年的労働分配率を低下させなければならないとする4大研究所の見解に対し反論をとなえている。

◆イタリア、緊縮財政措置等を決定

1. イタリア政府は10月8日および22日、イタリア経済の構造的危機を回避するという観点から、財政赤字の削減等をめざした以下のような諸措置を決定した。

(1) 財政赤字削減、消費抑制措置

1. 自動車税の引上げ等(8日決定)……ディーゼル車に特別税の賦課(1馬力当り12,000リラを徴収)、大型車(25馬力以上)に対する登録税の引上げ(+25%)。

(ただし小型車については登録税を引下げ<12馬力まで-40%、13~18馬力-30%>)。

ロ. 配当所得にかかる源泉税率の引上げ(8日決定)…
…30→50%。

ハ. 公共料金の引上げ(郵便・電報料および鉄道運賃について8日、その他は22日決定)……郵便・電報料金(+22~50%、11月1日実施)、鉄道運賃(+10%、12月1日実施)、電力料金(+15%、26日実施)、電話料金(+22%、26日実施)。

ニ. 石油製品価格の引上げ(8日決定)……対象はスーパー・ガソリン(注)(400→500リラ、10日実施)、レギュラー・ガソリン(注)(385→485リラ、同上)、化学肥料(平均+15.2%、12日実施)、暖房用燃料。

(注) 撥発油税引上げ分を含む。

(2) 賃金・物価スライド制の一部凍結措置(8日決定)…

…本76年9月末から2年間、年収800万リラ超の給与所得(注)者に対し賃金・物価スライド制に基づき支払われる賃金補てん分については、全額中小企業信用中

央公庫(Mediocredit ocentrale)発行の譲渡禁止利付債により支払われる。年収600万リラ超800万リラ未満の給与所得者については賃金補てん分の50%が上記債券により支払われる。

(注) 今次措置における給与所得とは、毎月継続して得られるあらゆる所得を含む。ただし家族手当については一定限度まで除外される。

- (3) 法定祝祭日の整理(8日、法案閣議決定)……5つの国民祝祭日を廃止するほか、2祝祭日をその月の第1日曜日に移すことによって、祝祭日にはさまれた日を休日とする慣習(Ponte)の適用対象日を減少させる。
2. 今次一連の措置に関連してアンドレオッティ首相は、「国際収支赤字の一層の悪化を回避し、また設備投資を促進して雇用機会を拡大するためにも財政赤字の削減と個人消費の抑制が必要である」旨述べている。

◇イタリア、市中金融機関に対する量的貸出規制を再導入

1. イタリア銀行およびイタリア政府は10月15日、最近数か月間における銀行貸出の急増等にかんがみ、今後明77年3月末までの期間、市中金融機関に対し量的貸出規制^(注)を再導入する旨決定、発表した。本措置の概要は以下のとおり。

- (1) 規制対象となる貸出……市中金融機関(l'azienda di credito)からの借入残高が1億リラ以上の企業等、または金融会社(l'impresa finanziaria)からの借入残高がすでに3,000万リラ以上となっている企業等に対して市中金融機関が貸出を行う場合。
- (2) 規制方法……76年11月末から翌77年3月末までの期間、各月末時点での対象貸出残高を76年6月末現在の貸出残高に対し、次の増加率(%)以下に抑える。

76年 11月末	同 12月末	77年 1月末	同 2月末	同 3月末
+ 7	+ 11	+ 10	+ 11	+ 11

(注) 市中金融機関に対する量的貸出規制は74年4月に導入(49年5月号「要録」参照)されたが、翌75年3月に廃止されている(50年4月号「要録」参照)。

2. なお今次再導入決定につきスタムマーティ蔵相は、「本年3月EC共同体融資^(注)を受けるにあたり、イタリアは本76年の国内信用増額を年間29.5兆リラ、75年末残高比増加率18%内に抑えるよう義務づけられた。これを遵守するには銀行貸出増額についても75年末残高比18%以下の伸びに抑えることが必要であるが、本年1～5月に関してはこの方針は生産活動の回復を阻害することなく実現してきた。しかしながらここ数か月間にについてみると銀行貸出の増加は極めて大きく、これをこの

まま放置すると年末時点では前年比25%を超える伸びとなる見込であり、政府のリラ相場安定・物価抑制という政策目標の達成の障害となるのみならず、ECからの融資条件が遵守できなくなるという点でも問題である」旨述べている。

(注) 4月号「要録」参照。

◇イタリア、ローマ、ナポリ等11都市に対する緊急融資方針を発表

1. イタリア政府は10月20日、極度の財政危機に陥っているローマ、ナポリ等11都市に対し、総額4,019億リラに上る緊急貸付の方針を発表した。本措置の概要は以下のとおり。

(1) 対象都市……ローマ、ナポリ、フィレンツェ、トリノ市等11都市。

(2) 貸付方法……イタリア貯蓄銀行中央金庫(Istituto di Credito delle Casse di Risparmio Italiane—Italcasse)^{(注)1}を通じ、その傘下の貯蓄銀行経由で76年末までに貸付を実行する。原資はイタリア銀行からの同金庫向け短期貸付(期間22日、更新可能)により調達(金利、貸付期間等については不詳)。

なお同金庫の上記対象都市に対する既往貸付で76年末までに期限が到来する総額3,000億リラについては、預金貸付金庫(Cassa Depositi e Prestiti)^{(注)2}が肩代りする。

(3) 貸付対象……職員給与支払資金、業者払い資金の一部。

(注) 1 貯蓄銀行の中央機関。貯蓄銀行出資の株式会社組織で、貯蓄銀行および第1種動産抵当銀行から預金を受け入れ、貯蓄銀行に対する貸出や証券投資等を行っている。

(注) 2 政府系金融機関の一つで、郵便局を通じる郵便貯金の受け入れ、債券発行により調達した資金を地方公共団体向け融資などに運用することを主要業務としている。

2. なお、上記措置に関連しスタムマーティ蔵相は、「地方公共団体の財政は危機にひんしておらず、現在政府は地方財政再建計画を策定中である。この計画においては国と地方公共団体の間における財源配分の問題、地方における公共料金の引上げ問題等が考慮されよう。今次措置は再建計画策定までのつなぎとして採られたものである」旨述べている。

◇イタリア、リラ防衛策の強化を決定

1. イタリア政府は10月央から下旬にかけて、月初に導入された外貨買入れに対する臨時課税措置^(注)の期限(10月15日)切れに伴うリラ売り圧力再燃に対処すべく、以下のようないすれも措置を決定、実施した。

(注) 10月号「要録」参照。

(1) 非居住者に対するリラ建てクレジット・ラインの利用制限(13日決定、即日実施)……追って通達するまでの間、クレジット・ラインのわく内であっても銀行が非居住者に対し新規に信用供与を行うことを停止する。ただし本措置は、外国貿易省もしくはイタリア為替局の許可を受けた場合、または信用供与から10日以内に返済される(注)との条件付きで居住者たる輸出業者(10月13日までにイタリアの銀行が居住者であることを確認したものに限る)向けに対して行われる信用供与については適用されない。

(注) 10日以内に返済されない場合には、当該リラ建て信用は供与後10日目の為替レートにより外貨に転換しなければならない。

(2) 為銀の現行スワップわく規制の強化(14日決定、15日実施)……為銀のスワップ取引のうち直物ポジション保有限度額を当面50%削減、また同限度額の使用については特に許可された場合を除き居住者との間の取引に限定される。

(3) 居住者外貨預金等のリラ転換促進(14日決定、15日実施)……通常の居住者外貨預金の預入期間を7日から2日に短縮する(ただし14日現在保有している同預金については預入期間は変らず)。

また10月15日現在保有する特別外貨預金の残高を同22日までに半減させ、その取崩分は外国為替市場で売却させる。

(4) 外貨買入れに対する臨時課税措置の再導入(10月22日決定、23日実施)

イ. 課税対象

- (イ) 居住者のための直物・先物外貨買入れ。
- (ロ) 居住者外貨預金への借記による对外支払。
- (ハ) 非居住者リラ預金への貸記による对外支払。

ロ. 税率……外貨買入額または对外支払額の7%。

ハ. 實施期間……最長期限77年2月18日。

ニ. 主な適用対象外取引

- (イ) 穀物輸入。
- (ロ) 外国日刊紙の購入代金支払。
- (ハ) 年金、預金および法で定められた社会保障給付金等の非居住者に対する支払。
- (エ) 海外事務所に勤務するイタリア人への給与送金。
- (オ) 海外への移住者による1人当たり500万リラ以内の持出し。
- (ヘ) 海外からの移民または外国人労働者の本国向け給与送金。
- (ト) 海外海運会社、航空会社が保有するリラ預金への旅券取扱・貨物運送収入の貸記。
- (ヘ) 外国資本による投資回収または投資収益の送金。

- (リ) 國際機関に対するイタリア政府拠出金の支払。
- (メ) 為銀の外貨借入れの返済。
- (ハ) イタリア為替局(UIC)経由の移転取引。
- (ヲ) 76年10月22日現在残高の範囲内における外貨預金使用の对外支払。
- (チ) 76年10月22日までに行われた先物外貨買い残高の範囲内における外貨預金使用による对外支払。
- (カ) 対外投資に伴うイタリア企業の各種移転支払。
- (ク) 保険会社、船会社等の保有する特別外貨預金(i conti autorizzati)からの支払い。
- (ケ) 欧州投資銀行(BEI)および欧州石炭鉄鋼共同体(CECA)の発行した債券のうち、イタリア市場で上場を認められたものの購入。
- (ヘ) 総額10万リラ相当額までの一般渡航用外貨取得。

2. 今次一連の措置が採られた背景および反響以下のとおり。

(1) 背景

外貨買入れに対する10%臨時課税措置の実施期間中、同措置の期限切れを見越して買い控えられたドル買入需要は「6,000～8,000億リラ相当」(ディーラー筋)に達したと推定されていた。上記(1)～(3)の諸措置が決定された目的は、このようなリラ売り圧力を抑制することにあったが、それでも拘らずこの間イタリア銀行はかなりの額のリラ買介入を余儀なくされたと伝えられている。さらに臨時課税措置の廃止された18日には、リラ相場が急落(イタリア・リラの対米ドル相場: 10月1日 873.00リラ→4日 845.50→15日 843.75→18日 872.50)したため、「リラ売り圧力の高まりによりイタリアの外貨準備が大幅に減少をみており、政府による既往の緊縮政策の効果が出るまでそれを放置しておくことが出来ず、さりとてリラ相場の低下はイタリアのインフレ激化と国際収支の悪化につながるだけに問題」(オッソラ外国貿易相)として、外貨買入れに対する臨時課税が23日から再度実施されたものである。

(2) 反響

今次の一連の措置の結果、「リラはほとんど交換性停止になったに近い」(ディーラー筋)との批判が聞かれるほか、外貨買入れに対する臨時課税措置に対してはカルリ経営者団体連盟会長が、「本措置は、原材料輸入コストを高めるほか、輸出競争力を低下させることによって企業活動に罰金を課すようなもの(ancora una volta si penalizza la produzione)」との強い批判を行っている。

◇スイス中央銀行、輸出振興措置を決定

スイス中央銀行は10月21日、スイス・フランの高騰によって輸出不振に陥った時計、織維、織物業等に対し、市場相場よりも有利な相場で輸出先物予約に応ずる(対象通貨は外貨準備運用通貨に限定)ことを決定し、11月1日から実施する旨発表した(詳細未詳)。

◇スイス政府、1977年度予算案を議会に提出

スイス政府は10月26日、1977年度(1~12月)予算案を連邦議会に提出した。本予算案においては、歳出が前年度比1.4%の微増にとどまる反面、歳入が1.7%の減少となることから、財政赤字幅は前年度比さらに拡大する見込みである。なお、本年2月に策定された中期財政計画(4月号「要録」参照)における1977年度計画との対比でみると、特に歳出が大きく減額修正されており、このため赤字幅は若干減少(24→19億スイス・フラン)する形となっている。

スイスの予算

(単位・百万スイス・フラン)

		1976年度 予 算	1977年度 予 算 案	前年度比 増減(△)率 (%)
歳 出	防 衛	3,294	3,245	△ 1.5
	福 祉	2,915	2,991	2.6
	交通・エネルギー	2,500	2,897	15.9
	教 育・研 究	1,607	1,558	△ 3.0
	農 業	1,419	1,510	6.4
	対 外 関 係	602	590	△ 2.0
	そ の 他 と も 計	15,964	16,184	1.4
歳 入		14,486	14,236	△ 1.7
収 支 じ り		1,478	1,948	/

◇オランダ銀行、高率適用制度を一部変更

オランダ銀行は10月18日、商業銀行に対する高率適用金利(約束手形割引歩合に付加されるもの)の体系を以下のとおり一部変更する旨発表した。

- (1) 対中央銀行借入れ残高が限度額の150%超となっている銀行に対する高率適用金利は、9月16日以降一本化されていたが(10月号「要録」参照)、10月21日以降それを限度額の150%超200%以下の場合と同200%超の場合の二本建てに改める(9月16日以前と同様の体系)。
- (2) 対中央銀行借入れ残高が限度額の200%超となっている銀行に対する高率適用金利は日々決定することと

する。限度額150%超200%以下および100%超150%以下の銀行に対する高率適用金利は10月21日から12月15日までの期間それぞれ2%および1%とする(注)。

なお、本措置は最近の短期金利の低下傾向にかんがみ高率適用金利を引下げする目的から採られたものとみられている。

(注) 最近の高率適用金利の推移

(単位・%)

	9月16日	10月21日
限度額の100%超~150%以下	2	1
" 150% " ~200% "	4	2
" 200% "		2

◇ベルギー、設備投資財に対する付加価値税を一部免除

ベルギー政府は10月15日、設備投資促進の見地から、設備投資財に対する付加価値税の一部免除措置を盛り込んだ法案を閣議決定した。今次措置は、以下のような設備投資計画を実施する場合には各種投資財購入の際に賦課される付加価値税(5~6%)を免除することをその主な内容としている。

- (1) 76年10月1日以降77年12月末までの期間行われる設備投資の規模が、76年10月1日以前3か年間にその企業が実行した設備投資総額の5/12を超える場合。
- (2) 上記期間中(76年10月1日~77年12月末)に設立された新規企業の行う設備投資。

◇ベルギー中央銀行、金融の一部緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は10月下旬から11月初にかけて、以下のような相次ぐ金利引下げ措置を決定、実施した。

- (1) 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)

イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……12.50→12%(10月20日決定、即日実施)。

ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……15→12%(10月20日に14%、26日には13%へそれぞれ引下げ<ともに即日実施>られたあと、11月2日にはさらに12%に引下げ<即日実施>)。

- (2) 割引歩合

再割引限度わくのうちBわく(注)適用金利……12.50→11%(10月20日に12%に引下げられたあと、11月2日にはさらに11%へ引下げ<ともに即日実施>)。

[なお、再割引限度わくのうちAわく適用金利(公定歩合の一環である最低割引歩合)は変らず(9%)]

(注) Aわく、Bわくについては3月号、4月号、8月号「要録」参照。

2. ド・ストリッカーグラハムは今次措置の趣旨につき、

「欧洲共同変動相場制参加諸通貨の間で基準相場の再調整が行われた結果、外国為替市場の緊張が緩和し国内金利も軟化に転じていることなどからとられたものである」旨説明している。

◇スウェーデン、新内閣の成立

1. スウェーデンでは9月央の総選挙(10月号「要録」参照)の結果、フェルディン中央党党首が10月7日議会において新首相に選出され、翌8日には中央・稳健・自由三党による連立内閣が組閣された。

主要閣僚は以下のとおり(すべて新任)

(カッコ内は所属政党)

首 相 トールビヨルン・フェルディン(中央党)

副首相兼労相 ペール・アールマルク(自由党)

蔵 相 イヨースタ・ボーマン(稳健党)

第2蔵相 インゲマール・モンデボ(自由党)

外 相 カリン・ショーデル(中央党)

産業相 ニールス・G・エスティング(中央党)

貿易相 ステファン・ブーレンスタム・リンデル(稳健党)

農 相 アンデルス・ダールグレン(中央党)

社会相 ルネ・グスタフソン(中央党)

運輸通信相 ポー・トゥーレソン(稳健党)

文 相 ヤン・エーリック・ヴィックストロム(自由党)

法 相 スヴェン・ロマヌス(無所属)

国防相 エーリック・クロンマルク(稳健党)

2. 今次内閣の特徴としては、

(1) 中央・自由・稳健党党首がそれぞれ首相、副首相、蔵相の主要閣僚に就任し、また閣僚の政党別構成も議会における三党の議席数に応じ、中央党8、稳健党6、自由党5となったこと、

(2) 外相に女性が初めて就任した(カリン・ショーデル外相)ほか、同女史を含めて5人の女性が入閣したこと、などが指摘されている。

3. なおフェルディン新首相は、議会における施政方針演説の中で、①年間所得6万5千クローネ未満の所得階層を対象とする所得税減税の実施、②老齢年金の引上げ、③住宅建設の促進、④独占・寡占の排除および競争原理の導入、⑤年次有給休暇の増加(現行の四週間から五週間へ)などを行う意向を明らかにした。

◇ノルウェー、1977年度予算案を発表

1. ノルウェー政府は10月6日、1977年度(1~12月)予算案を閣議決定し、発表した。同予算案の概要は以下の

とおり。

(1) 一般会計……歳出規模は雇用対策費の増加等から対76年度当初予算比で+22.2%と76年度予算における伸び率(+18.8%)を上回る増加。一方、歳入面では公共料金等の引上げ(約3,000万クローネ)を織込んでいるもののかなりの額に上る所得税減税(約2億クローネ)を予定していることもある、同+12.2%と76年度予算の増加率(+19.1%)をかなり下回る見込み。この結果収支じりでは56億クローネの赤字と、赤字幅は前年度(12億クローネ)比大幅に拡大。

(2) 資本会計……歳出規模は政府系金融機関貸付、国債償還費等の大幅増加により対76年度当初予算比+50%と76年度予算における伸び率(+19.4%)を大幅に上回る増加。一方歳入面では76年度予算並みの2億クローネの見込み。この結果収支じりは76年度当初予算(71億クローネの赤字)比赤字幅を拡大(109億クローネ)。

(3) 以上の結果総合収支じり赤字は165億クローネと前年度(83億クローネ)比約倍増。

2. なおペール・クレッペ蔵相は、「今次予算案編成にあたっては、個人所得を実質ベースでみて年率2.5%増加させるという見地から大幅な所得税減税を実施することとしたほか、雇用対策関係予算を増額したため大幅な赤字予算となった」と述べている。

ノルウェーの1977年度予算案

(単位・億クローネ、△印は赤字)

		1976年度 (当初 予 算)	1977年度	前年度比 増減(△) 率(%)
一般会計	歳 入	411	461	12.2
	歳 出	423	517	22.2
	収 支 じ り	△ 12	△ 56	△ 475%
資本会計	歳 入	3	2	△ 33.3
	歳 出	74	111	50
	政府系金融機関貸付	43	59	37.2
	国 債 償 還 費	13	19	46.2
	そ の 他	18	33	83.3
	収 支 じ り	△ 71	△ 109	△ 156%
総 合 収 支 じ り		△ 83	△ 165	△ 100%

◇ノルウェー中央銀行、短期債の発行を決定

ノルウェー中央銀行は10月6日、短期金融市场の調節

を行う目的のため、新たに短期債を発行し、これを公開市場操作の対象に加える旨決定した。同債券は、インターバンク取引においてのみ譲渡可能なものとし、金利は同行が発行時の金融情勢等にてらして適宜決定しうることとなっている。

◇フィンランド、1977年度予算案を発表

1. フィンランド政府は10月15日、1977年度(1~12月)予算案を閣議決定、発表した。本予算案は歳入・歳出とも326.7億マルカの均衡予算(76年度予算<補正後>2.6億マルカの黒字)となっているが、これは歳出規模を極力抑制(対76年度予算<補正後>比で+6.2%)する一方、歳入面では前年に引き続き公共料金・売上税等の引上げ^(注)を織込み、新たに消費者物価上昇率並みの所得税減税を予定しているにもかかわらず歳出並みの歳入規模の増加(対76年度予算<補正後>比6.2%)を見込んでいることによるもの。

(注) 主な措置は次のとおり。

- (1) 公共料金の引上げ……郵便料金(+10%)、鉄道運賃(+15%)等。
- (2) 売上税の引上げ(+2%)。
- (3) 自動車税、ガソリン税(+15%)の引上げ、等。

2. なお政府筋では、「今次予算案編成にあたっては、インフレ抑制および国際収支赤字圧縮の見地から、歳出規模を77年の消費者物価上昇率見通し(10%)を下回る伸びに抑えた」旨コメントしている。

フィンランドの1977年度予算案

(単位・億マルカ)

	1976年度 (補正後)	1977年度 (当 初)	対前年比 増減(△)率
歳 入	310.3	326.7	5.3
歳 出	307.7	326.7	6.2
収 支 ジ り	2.6	0	/

◇オーストリア、1977年度予算案を発表

1. オーストリア政府は10月21日、1977年度(1977年1月~12月)予算案を発表した。本予算案においては収支じりが436億シリングの赤字と前年度(361億シリング)比赤字幅を拡大しているが、これは歳出規模が2,408億シリングと前年度当初予算(2,154億シリング)をかなり上回った一方、歳入規模は1,972億シリングと前年度比179億シリングの比較的小幅増加にとどまることによる。

2. 本予算案において歳出の伸びがかなりの額に及んだのは、人件費、社会政策費等義務的経費が全歳出の85%を占める(アンドロッシュ蔵相)構造となっているだけに、こうした義務的経費の増加によるところが大きいとみられている。もっともこの間、公務員定員の7%削減、牛乳価格支持の廃止、財産税、諸手数料ならびに郵便・国鉄料金の引上げ等もおりこまれているだけに、アンドロッシュ蔵相は、「本予算は慎重な予算作成方針に則り作成したものである」点を強調しているが、これに対して野党(国民党)では「本予算はもともと収支じりの赤字が拡大しているが、さらに予算の執行にあたっては従来から赤字幅が増大する傾向があり、来年度も当初見込みの436億シリングを上回って500~600億シリングに赤字が急増するのは必至」として強い批判を加えている。

オーストリアの1977年度予算

(単位・億シリング)

	1976年	前年度比 (%)	1977年	前年度比 (%)
歳 入	1793	6.7	1972	10.0
歳 出	2154	16.8	2408	11.8
収支じり	△ 361	/	△ 436	/

◇スペイン、緊急経済政策を発表

スペイン政府は10月8日、物価の安定と国際収支の改善を図るため、大要以下のような緊急経済政策を閣議決定し、10月11日から実施する旨発表した。

(1) 物価抑制措置等

- イ. 消費財価格およびサービス料金を本年11月末まで凍結する。それ以降は、1977年6月まで別途定める基準に基づく物価抑制措置(詳細未詳)を実施する。
- ロ. 今後1年間(1977年9月まで)貨上げ率を消費者物価上昇率(時点等詳細未詳)以内に抑制する。
- ハ. 年間所得が1百万ペセタを超える部分に対し、10%の追加所得税を賦課する。
- ニ. 1977年中に企業が支払う配当金を本年水準の10%増以内に制限する。
- ホ. 企業の賃金コスト圧力を軽減するため、労働関係法第35条(労働者の解雇を制限する旨規定)の適用を1977年9月まで停止する。

(2) 関税率の引上げ

輸入品に対する関税率を今後6か月の間20%引上げ

る(ただし食料品、原材料の一部は除外)。

(3) 石油消費節減対策

- イ. ディーゼル油およびその他燃料油の消費量が、各々前年実績の90%、95%以上となった場合には、その超過部分に対し課税(税率は50%以下)する。
- ロ. 本年11月から1977年12月までの間、電力消費量が一定限度を越えた場合には超過部分に対し kW 時あたり 0.5 ペセタの追加料金を徴収する。
- ハ. 乗用車の最高時速を100km、バス、トラック等について同 80 km 以内に制限する。
- ニ. 街路灯、ショーウィンドー等の照明制限を行うほか、テレビ放送の終了時間を午後11時30分(日曜、祝日を除く)とする。

◇ポルトガル、輸入抑制策を発表

ポルトガル政府は10月8日、国際収支の改善を図るために、以下のような内容の輸入抑制策を決定し、10月11日から実施する旨発表した。

- (1) 蔽相、貿易相、経済調整相に対し、輸入割当制度を導入する権限を付与する。
- (2) 従来 20% の輸入課徴金が賦課されていた輸入品(自動車、電気掃除機、ラジオ、テープレコーダー、時計、家庭用品等)につきその賦課率を 30% に引上げる。また従来 30% の輸入課徴金が賦課されていた奢侈品等の輸入品のうち一部(たばこ、ぶどう酒、宝石、香水、高級服地等)については、賦課率を 60% に引上げる(注)。

なお輸入課徴金制度の実施期限は1977年3月末とする。

(注) 輸入課徴金制度は1975年6月に同年末までの期限で導入された(昭和50年7月号「要録」参照)あと本年末まで延長されていたが、上記措置により1977年3月末まで再延長されることとなった。また課徴金の賦課率、品目等についても随時変更が加えられているが、賦課率の体系は最近では上記のように 2 本立て(30% < 従来 20% >, 60% < 同 30% >)となっている。

- (3) 奢侈品の一部については上記輸入課徴金に加え、さらに輸入担保金制度を新たに適用する。本制度は、輸入額の 50% をポルトガル中央銀行に無利子で預託するものであり、預託期間は最低 180 日とする。なお本預託に際しては銀行借り入れで資金を調達してはならない。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1976年上半期の国民総生産を発表

韓国銀行が9月発表したところによれば、韓国の1976年上半期(1~6月)実質 GNP(暫定)は、前年同期比

+17.4% と、73年上半期(+18.2%)以来の高い伸びを記録した。これは、輸出の急拡大や個人消費の持直しを映じて鉱工業部門(同 +29.4%)が高伸をみたほか、農林水産部門も麦類の豊作や漁業好調から好伸、さらに他の部門も電力、運輸等を主体にますますの伸びを示したことによるものである。

韓国 の 実 質 成 長 率

(前年または前年同期比増減(一率・%)

		1974 年	1975 年	1976 年上 半期	第1 四半 期	第2 四半 期
G	総額	8.6	8.3	17.4	16.0	18.6
N	農林水産業	5.6	7.1	10.9	15.8	8.3
P	鉱工業	17.0	12.9	29.4	26.5	32.0
E	うち製造業	17.5	12.9	30.3	27.4	33.0
G	建設業および社会間接資本	5.4	12.2	10.1	9.1	10.9
N	その他	4.6	3.2	9.8	7.6	11.8
G	個人消費支出	5.4	5.9	7.4	7.2	7.7
N	政府の財貨・サービス 経常購入	15.9	5.8	10.5	10.4	10.6
E	総投資	19.5	1.0	-19.8	42.9	-7.7
G	うち国内総固定資本形成	10.2	12.4	1.0	-10.4	9.5
N	財貨・サービスの輸出 (控除)	-2.3	16.2	54.2	54.5	53.9
E	財貨・サービスの輸入	3.4	1.2	15.7	10.8	20.0

(注) 1970年不変価格による。

◇台湾、経済建設 6か年計画を発表

台湾では、本年1月から経済建設 6か年計画(注1)(1976~81年)が実施されているが、このほどその概要が明らかにされた。

本計画では、重化学工業化、エネルギー資源開発等の推進による生産力の増強、農業近代化、インフラ部門の整備などを軸に、年平均 7.5% の実質成長を達成、これにより計画最終年の 1 人当たり国民所得(名目)を 1,400 ドル(75年実績 700 ドル)に引上げることを目標にしている。

部門別の概要は次のとおり。

- (1) 農業部門…開墾・埋立の推進、機械化の促進等により年平均 2.5% の増産を図り、農産品自給率を高める。
- (2) 工業部門…鉄鋼、機械機器、石油化学等を主体に重化学工業の拡充を図り、その自給率を引上げる(製造業に占める重化学工業のウエイト 75 年 21.4% → 81 年 44.7%)とともに、繊維等軽工業品については高級品の増産を指向。これにより製造業生産の年平均増加率を 9.5% と見込む。
- (3) エネルギー資源の開発…石炭の増産、石油・天然ガ

スの開発、原子力発電所の建設等を進めることにより、輸入石油に対する依存度を引下げる(75年68%→81年47%)。

(4) インフラの整備…幹線道路の新設、鉄道の拡充・整備等、現行十大建設(注2)関係工事の完成に注力する。

(5) 国内投資…計画期間中の国内投資を1兆3,900億元(366億ドル相当)と見込み、このうち約8割を国内資金、残りを海外からの借款・投資によりそれぞれ賄う。

(6) 物価…物価の年平均上昇率を5%以内にとどめる。

(7) 貿易…市場開拓、輸出産業への支援強化等により輸出拡大(年平均名目増加率19.6%)を図り、石油危機以降赤字を続けている貿易収支を最終年に黒字(30百万ドル)に転換させる。

(注1) 台湾では長期経済計画としては従来から4ヵ年計画を実施。1973年には第6次4ヵ年計画に着手したが、石油危機のため大幅なそこを来して中断のやむなきに至っていた。従って6ヵ年計画は今回が初めて。

(注2) 南北高速道路建設、一貫製鉄所建設、国際空港建設、鉄道電化等10項目にわたる大規模な建設プロジェクトで総所要資金は約2,400億元(63億ドル相当)。

台湾の主要経済目標

項目	単位	1975年実績	1981年目標	1976~81年平均増加率(%)
実質G.N.P	億元	5,473	8,445	7.5
GDPの産業別内訳	農林水産業	(14.0)	(10.5)	2.5
	鉱工業	(43.7)	(47.5)	9.0
	製造業	(35.0)	(39.0)	9.5
	重化学工業	(12.9)	(17.4)	13.1
	軽工業	(22.1)	(21.6)	7.1
	その他	(42.3)	(42.0)	7.4
1人当たり国民所得	ドル(名目)	700	1,400	12.3
輸出入	億ドル(名目)	53.1 59.5 △ 6.4	155.3 155.0 0.3	19.6 17.3 —

(注) 1ドル=38元、輸出入は通関ベース。

◇台湾、公定歩合および市中預貸金利を引下げ

中央銀行は、公定歩合および市中預貸金利の引下げを次のとおり決定、10月22日から実施した(市中貸出金利については23日から実施)。今次引下げにより、74年9月以降の公定歩合引下げ幅は通算4%となる。

(単位、年利・%)				
	新レート	旧レート	引下げ幅	
(1) 公定歩合				
手形再割引	10.00	10.75	(0.75)	
担保貸付				
公債担保	11.25	12.00	(0.75)	
その他担保	11.25	12.00	(0.75)	
短期融通(無担保)	13.25	14.00	(0.75)	
輸出前貸	6.00	6.00*	(—)	
外貨貸付	9.00	10.00	(1.00)	
(2) 市中金利				
貸出			最高	最低
手形割引	11.25	11.00	12.00	11.75(0.75)
担保貸付	12.50	12.25	13.25	13.00(0.75)
無担保貸付	13.25	13.00	14.00	13.75(0.75)
輸出前貸	7.00		7.00*	(—)
預金				
普通預金	1.25		1.50	(0.25)
定期預金				
1ヵ月もの	7.00		7.50	(0.50)
3ヵ月々	7.75		8.50	(0.75)
6ヵ月々	8.50		9.50	(1.00)
9ヵ月々	9.25		10.00	(0.75)
1年および 1年超もの	11.25		12.00	(0.75)
貯蓄預金				
普通貯蓄	6.50		7.00	(0.50)
定期貯蓄				
1年もの	11.25		12.00	(0.75)
2年々	11.25		12.00	(0.75)
3年々	11.25		12.00	(0.75)

*75年11月0.5%引下げ

今回の措置は息の長い景気上昇を実現することをねらいとしてとられたもので、その背景としては次のような事情が伝えられる。

- (1) 数次にわたる公定歩合引下げにもかかわらず、なお金利水準は高く、これが企業収益を圧迫するとともに輸出競争力を低下させていること。
- (2) 金融機関の融資態度が消極的などもあって企業の資金繋りが窮屈化していること。
- (3) 物価がおむね安定的に推移していること(卸売物価4~6月中+1.7%、7~9月中+0.7%)。

◇マレーシア、陶磁器の輸入を規制

マレーシア政府は、9月16日、食器および衛生機器な

ど陶磁器の輸入割当制を発表、即日実施した。同措置の概要は次のとおり。

- (1) 陶磁器の輸入については、業者に対し輸入ライセンスの取得を義務づける。
- (2) ライセンス取得業者の輸入は、74年の輸入実績(数量または金額)の50%を限度とする。

今次措置は、同国で最初の陶磁器(食器)メーカーが本年6月から本格的に稼動を開始したため、国産品保護の見地から実施されたもの。なお、同国の輸入陶磁器は、中国品が大半(74年中の金額ベースのシェア75%)で、わが国の製品は2割弱にとどまっていることから、わが国の業界に与える影響は少ないものとみられている。

◇フィリピン、offshore banking 制度の創設を決定

マルコス大統領は、9月30日、同国における offshore banking 制度の創設を認める大統領令を布告した。これに基づきフィリピン中央銀行通貨委員会(Monetary Board)がその施行細則の制定作業を行い、早ければ来年早々にもスタートする見込みとなった。

1. 同制度の概要

(1) 適用対象銀行

外国金融機関の支店および現地法人(subsidiary または affiliate)。なお、すでに現行 foreign currency deposit 制度に参加している外国商業銀行(City Bank, Bank of America, 香港上海銀行、Chartered Bank の4行)支店も offshore banking 制度に参加することができるが、この場合は現行制度の免許は自動的に取消される。

(2) 主要業務

イ. 非居住者を対象とする外貨による預貸金業務(ただし、預金の受入れは1口10万ドル以上)およびOBU(offshore banking 制度により認可された支店等)間の外貨取引は自由。なお、FC DU(foreign currency deposit 制度により認可された金融機関)を含む居住者との取引は別途細則により定められる。

(3) 税制面の優遇措置

イ. 非居住者預金の受取利子については課税免除。
ロ. 非居住者預貸金業務およびOBU間取引に関する印紙税、領収書税、送金税を免除。
ハ. 上記業務から得られる純利益に対する課税率は5%(居住者との取引から得られる純利益については35%)。なお、上記優遇措置はFC DUにも適用される。

2. 背景等

同制度は、シンガポールにおけるアジア・ダラー市場を規範としつつも、米ドルだけでなく日本円も主要な取引通貨に加えるなどの構想に基づき独自の国際金融市场形成を指向するとともに、同国経済の発展に必要な民間ベースでの外資流入を促進するなどの見地からかねて懸案となっていたものであるが、IMF総会の開催を前にナショナル・プレスティージの高揚を図るねらいもあって急きょ創設が決定されたもの。もっとも、先行き見通しについては、交通・通信網の整備等の点からみてシンガポールのような発展は期待薄との見方が一般的。

◇インド、第5次5か年計画を修正

インド国家開発協議会は9月25日、第5次5か年計画(1974/75~1978/79年度)の修正案を採択した。同国では、当初計画案の決定(73年9月)後、石油危機の発生に伴うインフレの高進や長期的な景気低迷などから、物価の安定、国際収支の改善等当面の懸案処理に追われてきたため、同計画は事実上棚上げとなっていた。しかし、昨年6月の非常事態宣言およびそれに続く新経済政策の実施もあって、経済情勢が好転し、中期的な経済成長政策を立てる余裕が生じたことから、今回同計画の見直しを行ったもので、石油危機以後の同国経済の実情に合わせて、成長率や生産の目標を下方修正したほか、支出面では、鉱工業、インフラ部門、農業(特に第4~5年度)に重点を置いている。同修正案の概要は次のとおり。

(1) 計画目標

イ. 実質経済成長率……当初計画目標の年間平均成長率は5.5%であったが、初年度の成長率実績が0.2%にとどまったため、第2年度6.0%、第3~5年度5.2%と設定、結局年間平均では4.4%に下方修正。
ロ. 生産目標……農工業部門の1978/79年度(最終年度)における年間生産目標を、過去2年間の実績、支出規模の変化等に基づき次のようにそれぞれ達成

インドの年間生産目標(1978/79年度)

	当初	修正	当初比%
食糧穀物	140百万トン	125百万トン	-10.7
綿花	8.0百万俵	8.0百万俵	0
シート	n. a.	77.0十万俵	n. a.
石炭	135百万トン	124百万トン	-8.1
鉄鉱石	58〃	56〃	-3.4
砂糖	5.7〃	5.4〃	-5.3
セメント	25〃	20.8〃	-16.8
鉄鋼	9.4〃	8.8〃	-6.4

可能なラインに改訂。

(2) 支出総額は、インフレに伴う開発計画の費用増すから当初計画の5,325億ルピーから6,930億ルピーへと大幅増加(もっとも、当初計画が1972/73年度価格に基づいているのに対し、今次修正案は1974/75年度価格によるため実質的には縮小)。このうち公共支出については、当初計画に比べてかんがい、電力等インフラ部門および鉱工業部門支出のシェア拡大が目立っている。農業部門についてはシェアが低下しているものの、新経済政策(75年7月発表)に基づく農業開発資金確保等の目的から、第4～5年度のシェアは第1～3年度に比べ上昇している。

一方、資金調達面では、当初計画では外国援助額を280億ルピーとし、経済自立達成の見地から最終年度には純流入額ゼロを目指していたが、その後の国際収支悪化を理由に当初計画比2倍以上の540億ルピーに著増させている。

インド第5次5か年計画における公共支出内訳

(単位・億ルピー、カッコ内は構成比・%)

	当 初	修 正	第1～3年度	第4～5年度
農 業	494 (13.2)	464 (11.8)	213 (11.0)	251 (12.6)
かんがい	281 (7.5)	344 (8.6)	165 (8.5)	179 (9.6)
電 力	608 (16.2)	729 (18.6)	351 (18.1)	378 (19.0)
鉱 工 業	903 (24.1)	1,020 (26.0)	521 (26.8)	500 (25.1)
通信・運輸	711 (19.0)	688 (17.5)	355 (18.3)	333 (16.7)
社会福祉	529 (14.1)	476 (12.1)	232 (11.9)	244 (12.3)
そ の 他	221 (5.9)	207 (5.2)	103 (4.1)	103 (5.2)
合 計	3,746 (100.0)	3,929 (100.0)	1,940 (100.0)	1,989 (100.0)

◇パキスタン、1976年度年次開発計画を発表

パキスタン計画省は9月14日、1976年度(76年7月～77年6月)年次開発計画を発表した。その概要と問題点は次のとおり。

1. 概要

- (1) 実質経済成長率目標……昨年来の農業生産の好調等を背景に、8.0%(前年度実績見込み4.8%)に設定。
- (2) 投資……純投資総額は270億ルピー(前年度比+20.0%)。

イ. 公共投資は170億ルピー(同+17.2%)で、純投資総額の63%を占める。肥料、製鉄を中心とする工業部門(48億ルピー)が最も多く、ついで運輸・通信(30億ルピー)、電力(25億ルピー)、水利(18億ルピー)、農業(13億ルピー)となっている。

ロ. 公團関係投資は35億ルピー(同+55.6%)。公共投資と同様工業(14億ルピー)、運輸・通信(10億ルピー)等に重点的に配分されている。

ハ. 民間投資は65億ルピー(同+13.0%)。部門別には工業18億ルピー、農業14億ルピー、運輸12億ルピー、住宅建設11億ルピーを見込んでいる。

(3) 資金調達……引続き海外からの借り入れ(123億ルピー、前年度比+20.1%)に大きく依存する形となっている。なお、このうち4割強はプロジェクト援助。

2. 問題点

同計画達成上の問題点としては、①本年夏ごろのシンド、パンジャブ両州の洪水による被害発生、②7月中旬の精米、製粉、線綿工場の国有化(9月号「要録」参照)に伴う民間投資マインドの減退、③最近の中東産油国による援助停滯傾向、などがあげられている。

◇豪州、冷延鋼板の輸入規制を撤廃

豪州政府は9月16日、冷延鋼板の輸入に対する現行の輸入割当制(7月号「要録」参照)を10月1日以降撤廃する旨発表した。

同国では、本年3月の同品目の輸入規制撤廃後、輸入が急増したため6月には再び輸入規制を復活したが、最近は市場の需給も改善されたことから今次措置が実施されたもの(ただし、市場の状況いかんでは再度規制することが条件となっている)。なお、亜鉛鉄板に対する輸入割当制は引き続き実施されている(7月号「要録」参照)。

◇豪州、紙類の輸入規制措置を導入

豪州政府は10月3日、紙の輸入急増(注)に伴う国内製紙業界の業況不振に対処するため、一部紙類について輸入割当制を導入し、本年9月1日から来年5月31までの間次のとおり超過関税を賦課する旨発表。

(対象品目)	(割当わく)	(わく内)	(超過)
コート紙を	74年7月～76年6月間		
除く洋紙お	の通関量(34千トン)の	20%	35%
よび板紙	45%(15.3千トン)		

(注) 豪州における紙類の輸入状況(カッコ内は前年同期比)

75年7～9月	40百万豪ドル	(-42%)
10～12〃	42	(-27%)
76年1～3月	50	(1)
4～6〃	55	(42)

共産圏諸国

◇ソ連、1977年度国家予算を決定

ソ連の1977年度(暦年)国家予算是、10月27日から開催されたソ連最高会議における審議の結果、同29日「1977年ソ連国家予算法」として発表された。その概要は次のとおり。

(1) 岁入総額は2,389億ルーブル、歳出総額は2,387億ルーブルで、引き続き均衡財政を維持している。しかし、その伸びは77年度経済計画における成長率目標の低下を映して、歳出入とも前年比+6.8%と前年の伸び(+7.2%)を下回っている。

(2) 岁入面では、利潤納付が、生産拡大、原材料の消費節約、原価引下げなどによる企業利潤の増大見込みから、前年比+12.2%と前年(+5.7%)を上回る伸びとなっている。しかし、主として消費財に賦課される取引税(前年比+4.9%、前年同+5.6%)および国民諸税(前年比+7.2%、前年同+9.5%)は、それぞれ小売販売高の伸び悩み、賃金引上げ率の低下見込みにより、前年の伸びを下回っている。

(3) 岁出面では、大宗を占める国民経済費(工業、農業、運輸・通信、商業部門等への設備投資ならびに運転資金に充当)が、前年比+7.9%と前年(+11.5%)を下回る伸びとなっているのをはじめとして、いずれも伸び率低下をみており、特に国防費は172億ルーブルと前年を2億ルーブル下回り、歳出総額に占める比重も7.2%と史上最低となっている。

ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1975 年	1976 年	1977 年	前年比伸び率(%)		
				1975 年	1976 年	1977 年
歳入総額	2,086	2,237	2,389	7.4	7.2	6.8
うち利潤納付	691	699	784	10.4	5.7	12.2
取引税	661	698	732	6.6	5.6	4.9
国民諸税	189	207	222	13.2	9.5	7.2
歳出総額	2,084	2,235	2,387	7.4	7.2	6.8
うち国民経済費	1,026	1,144	1,234	7.9	11.5	7.9
社会文化費	768	804	839	9.2	4.7	4.4
国防費	174	174	172	1.2	0	-0.2
行政費	19	20	20	5.6	5.3	0

(注) - は減。

◇ソ連、1977年度経済計画を決定

ソ連政府は、このほど開催された同国最高会議(会期10月27日~29日)に77年度経済計画案を提出、承認を得た。計画の主な特色としては、①76年の穀物生産は計画を上回る増産がほぼ確定的となつたうえ、鉱工業生産もこれまでのところ一応計画を上回っていることなどを背景に、76年極端に低く抑えた鉱工業生産目標を消費財を中心に引き上げていること、反面②農業生産については引き続き増産を見込んでいるものの、76年の穀物生産が極めて大幅なものであったため、伸び率低下を見込んでいること、③このため国民所得成長率は4.1%と75年実績(4.0%)に次ぐ極めて低い伸びとなっていること、などが指摘される。

(1) 支出国民所得は、前年比+4.1%と、76年計画(+5.4%)を下回る伸びを見込む。

ソ連の主要経済指標

(前年比増減(+)率・%)

	1975年 実績	1976年 計画	1977年 計画
支出国民所得	4.0	5.4	4.1
鉱工業総生産	7.5	4.3	5.6
うち生産財	7.9	4.9	5.9
消費財	6.5	2.7	4.9
農業総生産	—	7.0	(71~75年平均比)(同左)
基本投資	6.0	4.0	3.6
工業労働生産性	5.9	3.4	4.8
国民1人当たり実質所得	4.2	3.7	3.8
小売売上高	7.0	3.6	4.8
賃易	28.1	13.6	n. a.

(注) 77年計画目標が5か年計画の年次別計画目標と異なるのは、76年実績見込み対比の数字であるため。

(2) 鉱工業生産は、前年比+5.6%(前年計画+4.3%)の増産を計画。部門別には、消費財生産を前年比+4.9%(同+2.7%)と大幅に引き上げ、特に砂糖、食肉、乳製品等の増産を図る。一方生産財生産については、前年比+5.9%(同+4.9%)の伸びを見込み、特に燃料、冶金、化学、機械等の重工業部門の増産を重視する。なお労働生産性上昇率は同+4.8%と76年計画(同+3.4%)を上回る上昇を見込む。

(3) 農業生産は、総額1,265億ルーブル(71~75年平均比+11%、76年計画比+3.7%)を計画。

(4) 投資は、総額1,215億ルーブル(前年比+3.6%、前年計画同+4.0%)を計画、うち農業部門へは327億ルーブル(構成比26.9%)を充当し土地改良等に努める。

(5) 国民生活面では、国民1人当たり実質所得(前年比+

3.8%、前年計画 +3.7%) や小売売上高(同 +4.8%、前年計画 +3.6%) は前年計画をやや上回る伸びを見込んでいる。

◇ソ連、第10次 5か年計画を最終決定

このほど開催されたソ連最高会議(会期10月27日～29日)において第10次 5か年計画案が報告・審議され、「1976～80年ソ連国民経済発展 5か年計画法」として採択された。本計画は、本年3月の第25回ソ連共産党大会で決定された「第10次 5か年計画の基本方向」(4月号「要録」参照)に沿って作成されたもの。本計画は、ほとんどの指標について史上最低の伸び率を設定していることのほか、「基本方向」と比較して、①農業生産とりわけ穀物生産を重視していること、②鉱工業生産目標を低めに設定しているが、部門別には消費財の伸び率を引き上げ生産財との伸び率格差を縮小していること、③生産財の中では、電力、石油、天然ガス、鉄鋼等基幹産業をより重視していること、などの特色が指摘される。新5か年計画の概要は次のとおり。

- (1) 支出国民所得は、期中26%(年平均4.7%)の伸びを計画(基本方向では24～28%増)。
- (2) 鉱工業生産は、期中36%(同35～39%)増加させる。部門別には生産財生産は期中38%(同38～42%)の伸びを見込み、特に電力(80年目標、138百億KWH)、石油(同640百万トン)、天然ガス(同4350億m³)、粗鋼(同168.5百万トン)、化学肥料(同143百万トン)等基幹産業での増

産を重視する。一方消費財生産は期中32%(基本方向30～32%)の伸びを見込み、特に文化生活用品については期中56%の大幅な伸びを計画。

なお工業労働生産性は期中31%

の上昇を計画。

- (3) 農業の年平均生産高は1,320億ルーブル、前5か年実績平均比16%増(同14～17%増)とする。とりわけ穀物の増産に努め、年平均220百万トン、80年までに年間生産高235百万トン(基本方向では年平均215～220百万トン)を達成する。

- (4) 投資は期中6,214億ルーブル(76年価格)、前5か年計画実績比26%増を計画。うち農業部門に

は1,700億ルーブルを投入し、土地改良や機械化を推進する。

(5) 国民生活面では、期中労働者・職員の平均賃金を17%、コルフォーズ農民の報酬を26%引上げる。また社会的消費基金からの給付増大(期中30%増)も計画しており、この結果国民1人当たり実質所得は、21%上昇する。また小売売上高は期中29%の伸びを見込み、住宅は5年間に550百万m²建設する。

(6) 貿易は期中33.5%増加させ、うち社会主义諸国との取引は41%増大させる(資本主義諸国との取引は31%増)。

ソ連の第10次 5か年計画の年次別内訳

(単位・前年比伸び率・%)

	1976 年	1977 年	1978 年	1979 年	1980 年	平均
支出国民所得	5.4	4.1	4.5	4.9	4.8	4.7
鉱工業総生産	4.3	6.3	6.0	6.9	8.2	6.3
うち生産財	4.9	6.6	6.4	7.1	8.3	6.7
消費財	2.7	5.7	5.1	6.1	9.0	5.7
国家投資	5.1	3.6	2.9	2.0	0.3	2.8
工業労働生産性	3.4	5.2	5.4	6.2	7.2	5.5
鉱工業部門企業利潤	9.7	9.4	10.8	13.5	15.2	11.7
国民1人当たり実質所得	3.7	3.8	4.1	3.9	4.0	3.9
小売売上高	3.6	5.3	6.1	5.4	5.5	5.2

ソ連の主要経済指標

(単位・期中増加率・%)

	第9次 5 か年計画 党大会決 定	最高会 議決定		第10次 5 か年計画 党大会決 定	最高会 議決定
		実績	実績		
支出国民所得	37～40	38.6	28	24～28	26
鉱工業総生産	42～46	47	43	35～39	36
うち生産財	41～45	46.3	46	38～42	38
消費財	44～48	48.6	37	30～32	32
農業総生産*	20～22	21.7	13	14～17	16
穀物(年平均百万トン)	195	—	181.5	215～220	220
基本投資*	36～40	41.6	42	24～26	26
工業労働生産性	36～40	38.8	34	30～34	31
国民1人当たり実質所得	30	30.8	24	20～22	21
労働者・職員の平均賃金	20～22	22.4	20	16～18	17
コルフォーズ農民報酬	30～35	30.8	25	24～27	26
小売売上高	40	41.8	36	27～29	29
住宅完工面積(百万m²)	565～575	—	544	545～550	550
貿易	33～35	—	**130	30～35	33.5

(注) *は5か年平均の前5か年平均比増加率。**は名目増加率。